

産業廃棄物実態調査票の記入の手引き

産業廃棄物実態調査票（その2）の記入上の注意事項

調査対象期間
 ●この調査の対象期間は、平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問①～④までの流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物
 ●この調査では、**調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物**だけが記入の対象となります。
 ●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、この手引きの裏面に「**廃棄物分類表**」がありますので参考にしてください。
 ●自社で**再生利用**、または、**売却**、**処理業者等**で再生利用している**廃棄物**も、今後のことを考慮してこの**調査の対象**とします。（記入例Aを参考にしてください）

発生量について
 ●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」をお答えください。
 ○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Dを参考にしてください）
 木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間の発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の種類」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。
 ○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。
 汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間の発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算してください。

$$\text{<式>} : (\text{脱水前の汚泥発生量}) = (\text{脱水後の汚泥量}) \times (100\% - \text{脱水後の含水率}\%) \div (100\% - \text{脱水前の含水率}\%)$$

 ●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
 ○廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 ○含油廃水を油水分離した場合。 → 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（行を分けて記入）発生量とします。

記入について
 ●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入してください。（記入例Aを参考にしてください）
 ●廃棄物量をkg（キログラム）又は、t（トン）以外の単位で把握している場合は、できる限り換算して記入してください。また、個数や本数の場合も**1個当たりの重量等より換算**してください。（記入例Bを参考にしてください）
 ●委託処理について不明な点は、具体的な内容を業者に確認したうえで記入してください。

中間処理後の処理残さ（中間処理物）の「最終処分の場所」を⑭に記載してください。なお、中間処理業者自らが処理後に有価物として売却している場合は、中間処理施設の所在地（設置場所）が「最終処分の場所（⑧=⑭）」に該当します。

産業廃棄物実態調査票（その2）の記入例

の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例A～Dを参考に調査票(その2)を記入してください。

本紙の裏面の廃棄物分類表を参照してください。

該当する単位の番号に、必ず〇をつけてください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに〇をつけてください。

該当する単位の番号に、必ず〇をつけてください。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入してください。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

中間処理後の残さ（中間処理物）を最終的に再生利用（売却含む）又は最終処分（埋立、海洋投入）した処分業者名（売却先が特定できる場合は事業者名）を⑬に記載してください。なお、中間処理業者自らが処理後に有価物として売却している場合は、中間処理業者が再生利用先（⑦=⑬）に該当します。

区分	①廃棄物の種類	②分類番号	③年間発生量						④処理方法	⑤中間処理後量						⑥処理・処分の記号	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称等 (収集運搬業者を除く)		⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地		⑨所在地番号	⑩処理方法			⑪処理後の処分方法	⑫資源化用途	⑬再生利用先又は処分業者	⑭再生利用又は最終処分場の場所						
			百	十	万	千	百	十		一	単位	1次処理	2次処理	3次処理	百		十	万	千	百		十	一	単位					1次処理	2次処理	3次処理			
記入例:A 記	1 OA用紙	0701					7	5	0	1	kg								W	1	㈱〇〇	(0000)00-0000	都道府県	熊本	〇市町村	0	1				60			
	2 紙くず	0701					5	0	0	0	kg								R	5	宇土市	(0000)00-0000	都道府県	宇土	〇市町村	0	7							
	3 天ぷら油	0312					1	0	8	0	kg								U	1	××商店	(0000)00-0000	都道府県	人吉	〇市町村	1	0	Z		1	98	××商店	人吉市	
	4 プラスチックくず	0614					5	0	0	0	kg								U	1	㈱××	(0000)00-0000	都道府県	水俣	〇市町村	0	9	A		2		△×㈱	八代市	
	5 木くず	0801							1	0	0	kg								S	1	㈱〇〇	(0000)00-0000	都道府県	山鹿	〇市町村	0	3						
欄	6										1	kg										()	都道府県	市町村										
	7										2	t										()	都道府県	市町村										
	8										1	kg										()	都道府県	市町村										
	9										2	t										()	都道府県	市町村										

記入例：A

- 当事務所では、紙くずが発生している。
- このうち、使用済みOA用紙は1日3Kg程度のため、年間になると750Kgとなる。この使用済みOA用紙は熊本市にある㈱〇〇に売却した。
- その他の紙くずは年間500Kgで、宇土市の可燃ごみの収集日に出している。

記入例：B

- 月平均一斗缶5本程度の天ぷら油が発生した。
- 重量換算すると年間に1,080Kg(18Kg×5本×12ヶ月)である。
- これは、人吉市の再生業者××商店に処理を委託した。
- 相手先では、中間処理後、石炭の原料として再利用している。

記入例：C

- プラスチック製品くずが500kg発生した。
- これは、水俣市の㈱××に委託した。
- 委託先では、焼却処理し、埋立処分している。
- 焼却処理後量（燃え殻等）は、100kgぐらいと思われる。
- 焼却残さ（燃え殻等）の最終処分場所は、八代市にある△×㈱の最終処分場である。

記入例：D

- 木くずが年間10t発生した。
- 自社の焼却炉で全て焼却した。
- 焼却灰は、500kg程度で山鹿市にある㈱〇〇に埋立処分を委託した。

廃棄物分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種 類		分類番号	具 体 例	
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残渣、その他泥状を呈する有機性廃棄物	
		下水汚泥	0212	下水汚泥
	無機性汚泥	0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットブラスト(さび落ししたものに限り)、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限り)、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物	
		建設汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト泥水
		上水汚泥	0223	上水汚泥
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、ハット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油	
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル	
	油でい	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム	
	油付着物等	0350	油のしみたウエス、油紙かず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス	
廃酸	無機性の酸性廃液	0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ	
	写真定着廃液	0402	写真定着廃液	
	有機性の酸性廃液	0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液	
廃アルカリ	アルカリ性廃液	0501	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、クーラント液(LLC)	
	写真現像廃液	0502	写真現像廃液	
廃プラスチック類	FRP	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP廃船	
	熱可塑性プラスチック	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂	
	熱硬化性樹脂	0613	フェノール樹脂(バークライト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂	
	プラスチック製品かず	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル(Pタイルを除く)、発泡スチロール、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管	
	合成ゴム	0615	パッキンかず、ライニングかず、固形ラテックス	
	合成繊維	0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維	
	廃タイヤ	0625 0626	大型車用廃タイヤ 普通車・軽自動車用廃タイヤ	
紙	くず	0701	印刷用紙、裁断紙かず、段ボール、コピー用紙	
木	くず	0801	木かず、おがかず、かんなかず、バーク類、ベニヤ、ベニヤボード類	
		0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材	
		0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材	
織	織	くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、混紡繊維(天然繊維が主体のもの) 《注意!》合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
動植物性残さ	動物性残さ	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革かず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛	
	植物性残さ	1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜かず、薬草かす、油かす、パンかず、原料かず	
動物系固形不要物		4000	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物	

廃棄物分類表(その2)

種 類		分類番号	具 体 例						
ゴ ム く ず		1100	ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず						
金 属 く ず	鉄 く ず	1210	鉄くず、スクラップ（鉄が主体のもの）、ブリキくず、トタンくず、スチール缶						
	非 鉄 く ず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶						
	混 合 金 属 く ず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの						
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン						
	陶 磁 器 く ず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器						
	石 膏 ボ ー ド	1330	石膏ボードくず						
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く）						
鉱 さ い	廃 砂	1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂						
	炉 さ い	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ						
	鉱 さ い 類	1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず						
が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片						
	廃 ア ス フ ァ ル ト	1520	アスファルトコンクリートの破片						
	そ の 他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、れんが、瓦、石材、スレート、タイル、断熱材						
動 物 の ふ ん 尿		1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿						
動 物 の 死 体		1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体						
ば い じ ん		1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすす						
燃 え 殻	燃 え 殻	0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） 《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。						
	廃 活 性 炭 ・ 廃 カ ー ボ ン	0102	廃活性炭、廃カーボン						
混 合 物	安 定 型 混 合 廃 棄 物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などの混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できるもの						
	管 理 型 混 合 廃 棄 物	2200	上記5品目以外の産業廃棄物を含む混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できないもの						
水 銀 含 有 物		6500	水銀を15mg/k g を超えて含有する汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻等						
シ ュ レ ッ ダ ー ダ ス ト		2300	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物						
その他 「次の廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」									
種 類	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）	使用済み自動車	廃電気機械器具	廃電池類（鉛蓄電池、乾電池等）	複合材	廃ブラウン管（側面部）	廃プリント基板	蛍光灯	水銀使用製品産業廃棄物（照明器具、
分類番号	2400	3000	3100	3500	3600	4011	4012	4013	6417

2. 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物	引火性廃油	0318	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーシ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーシ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい
		特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含むばいじん
		特定有害廃水銀等	5108	特定施設において生じた廃水銀等
廃PCB等	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物		